



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 271号 2011.2.23 発行 社会政策研究所

昨日（2/22）開催の全国都道府県障害保健福祉関係主管課長会議と全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の資料が、当日中に WAMNET で提供されています。どちらも大部の冊子ですのでダウンロードや印刷時にはご注意ください。その会議の様子を伝えるニュースなどからお伝えします。【kobi】

### 「社会的入院」解消の目標値、夏めどに提示- 厚労省

キャリアブレイン 2011年2月22日

厚生労働省は2月22日、障害保健福祉関係主管課長会議を開いた。この中で、社会・援護局障害保健福祉部企画課の中島誠課長は、精神障害者の「社会的入院」解消に向けた数値目標を今年夏をめどに示す方針を明らかにした。

中島課長は、自治体が策定する第3期障害福祉計画（2012 - 14年度）に盛り込む「社会的入院」解消の目標値について、厚労省としての基本指針を現時点では示せないと説明した。目標値の決定については、同省での検討の状況や、多様性を尊重する共生社会の実現を図るとした昨年6月の閣議決定などを踏まえて行う方針だ。

また、施設から障害者向けグループホームや一般住宅に移行する障害者数については、2005年時点の3割以上を目標に設定するとした。さらに、施設入所者数は1割以上の削減を目標とすることを示した。

### ■障害福祉事業者への監督権限を強化へ

この日の会議では、障害福祉課の土生栄二課長が、今年の障害者自立支援法の改正に伴い、事業者への法令順守に向けた体制整備の義務化や自治体による監督権限の強化が「介護保険法に準じた内容になる」と説明した。具体的には、事業者による組織的な不正行為が疑われた場合の立ち入り検査権限を都道府県知事に付与 法令順守のための業務管理体制の整備を義務化—など。

### 精神障害アウトリーチ、医療と生活の両面で- 厚労省

キャリアブレイン 2011年2月22日

厚生労働省の社会・援護局障害保健福祉部の担当者は2月22日の障害保健福祉関係主管課長会議で、同省が来年度から実施する予定の「精神障害者アウトリーチ推進事業」の詳細を明らかにした。医療に特化していた従来のアウトリーチ（訪問支援）から、日常生活への支援も加えて、地域生活の継続をより重視する。年内に実施機関を選定する予定だ。

精神障害者アウトリーチ推進事業では、精神障害者が地域で生活できるよう、医療や福祉の専門職がチームで訪問支援を行う。厚労省が来年度予算案に7億円を計上しており、25か所の民間精神科病院などでモデル事業として実施する予定。

アウトリーチはこれまでも行われてきたが、比較的状态が落ち着いている障害者らを対象とする 看護師や精神保健福祉士などの単一職種で訪問する 病院や障害福祉サービス事業所などが開設時間だけ対応する—などの問題点があった。これに対し、同事業の新しいアウトリーチでは、長期入院後に病状が不安定になった退院者らを対象に、医療・福祉の多職種で24時間対応する。

また実施機関は、アウトリーチチームの設置に加え、病床削減計画も併せて行う。

## 福祉ナビ：高齢者や障害者と一緒に暮らす共同住宅って？

毎日新聞 2011年2月23日

高齢者や障害者と一緒に暮らす共同住宅って？

### 支え合う、新しい形態 互いに老後を見合う／障害者と健常者が共に

総ヒノキ造りの平屋に入ると、木の香りが漂う。長野県南部の泰阜（やすおか）村。アルプスの山並みを望む高台に「悠々長屋」（電話0260・25・2255）は建つ。病気などで体調を崩し自宅で暮らせない高齢者を、元気なお年寄りが支える共同住宅だ。

09年5月、村の地域交流センターも兼ねてオープンした。村の委託を受けた高齢者協同企業組合泰阜が運営している。まきストーブや掘りごたつを置いた広いリビングを囲むように個室10室が並ぶ。半分は組合員用。残る5室は非組合員向けで、現在は認知症や知的障害がある80～90代が入居している。

組合員は1口5万円の出資金を払って加入すると、自分が体調を崩したり、自宅での生活が難しくなった時、ここに入居できる。ただし加入後は介護が必要な入居者らの送迎や食事作り、まき割りなど年60時間のボランティアをこなす義務がある。一時的な住まいでも最期を迎える終（つい）のすみかでも、使い方は自由だ。組合員は現在、県内外に63人いる。

宮島義寛さん（84）と妻昭子さん（82）はオープンと同時に組合員になった。息子2人は同居を勧めるが「子どもに当たり前のように面倒を頼める時代ではない。地縁や人との縁で互いに老後を見合うのも一つの方法と思った」と話す。

費用は非組合員の場合、敷金・礼金がそれぞれ15万5000円。1カ月の入居費は標準（要介護度3程度）が月15万5000円。組合員は割引があり、敷金・礼金は不要だ。共同住宅は介護保険の適用外のため、日中はヘルパーら4人が食事や排せつの介助などを行い、夜は組合理事長の本田玖美子さん（69）と組合員が交代で泊まっている。

泰阜村は在宅福祉の村で知られる。人口1881人（2月1日現在）で高齢化率は37.7%だが、公共事業費などを削り在宅支援を手厚くした結果、08年度の1人当たりの老人医療費は全国平均の86万5146円を大きく下回る54万5932円になった。

大学教授だった本田さんは研究のためこの村に通い、4年前に気に入って移住。スウェーデンの過疎の村での実践例を参考に、悠々長屋を設立した。「住み慣れた土地で暮らしたい人だけでなく、古里のない団塊世代の受け皿にもなり得る。今は財政的に大変だが、空き室に一般客を有料で泊めるなどの方法で収入を増やしていきたい」と話す。

\*

介護の必要な高齢者や障害者だけが施設に集まって暮らすのは、自然な社会の姿ではない。そんな発想で、共同住宅の新しいスタイルを模索する動きが広がりつつある。

JR恵比寿駅（東京都渋谷区）から徒歩8分の高級住宅街には、軽い知的障害がある人と障害のない人が一緒に暮らす共同住宅「いこっと」（電話03・5766・7302）がある。障害者の生活を支援するNPO法人「ぱれっと」（同）が昨年4月に設立、今は27～48歳の障害者4人と健常者3人の計7人が暮らす。

3階建て全8室の各部屋には鍵が付き、1室6畳程度で家賃は月7万円前後。ほかに電気代と備品代が月計6000円かかる。台所、風呂、トイレ、冷蔵庫などは共有だ。管理人のようなスタッフはおらず、入居者は最低月1回集まり、掃除分担などのルールや改善点を話し合う。

一等地に造れたのは企業の支援があったからだ。ぱれっとの活動に協力してきた建築資材製造会社「東京木工所」（同）が所有地約105平方メートルを無償提供し、約3700万円の建物を建設。ぱれっとは建物を借り上げ、家賃収入で建設費を返済している。

軽い知的障害がある石橋美帆さん（35）はさいたま市で家族と暮らしていた。自立のため1人暮らしの住まいを探していて、いこっとを知った。昨年11月、面接を経て入居

が決まり、実家で掃除や自炊の訓練を重ねた。初めは人とのコミュニケーションが不安だったが、入居者同士でボウリングに行ったり、レストランで誕生会を催すうちに仲間が増え「行動範囲も広がって楽しい」と話す。

「少しの支えがあれば、地域で自立して生活できる人は多い」とぱれっと理事長の谷口奈保子さん（68）。「こうした共同住宅は地価の安い地方ほど建てやすい。企業や地主・家主、行政を巻き込むことが成功の秘訣（ひけつ）」とアドバイスする。【清水優子】

## 指定取り消し増加の背景（上）- 安易な参入で過去最多に

キャリアブレイン 2011年2月22日

介護サービス事業所の指定取り消しが、年々増加傾向にある。背景には、安易に参入する事業者を受け入れやすい制度面の問題もあるようだ。有効な対策を立てない限り、指定取り消しの増加傾向は止められそうにない。キャリアブレインの独自調査と現場を知る有識者の声を中心にまとめた。

### ■5年前の4割増に

キャリアブレインは今年1月、介護報酬の不正請求などによる介護サービス事業者の指定取り消しに関するアンケート調査を実施した。調査結果によると、昨年は全国で102件（地域密着型サービスを除く）と過去6年間で最高の件数で、ついに3けたの大台に乗った。5年前と比べると、約4割増加したことになる。調査は電話とファクスで全国の都道府県に対して実施し、2005年から10年までの指定取り消し数や理由などについて聞いた。すべての都道府県が回答した。



「労働基準局にも何とかならないのかと念を押されている」

一。厚生労働省の老健局関係者は、社会福祉施設の法令違反が多いとぼやく。08年の「労働基準監督年報」によると、社会福祉施設の「労働基準法等違反事業場比率」は77.5%で、全産業平均の68.5%を9ポイントも上回る。

社会福祉を担う介護施設・事業所の労働関連法規の違反が多く、指定取り消しの事例が後を絶たないのはなぜなのか。

介護事業所の実地指導に詳しい経営コンサルタントの小濱道博氏（介護事業経営研究会顧問）は、「そもそも実地指導の件数自体が増えている」と指摘する。08年に厚労省は都道府県に対し、5年以内に営利法人の全介護事業所に実地指導するよう通知しており、小濱氏は「08年度に1000件余りだった実地指導件数が、翌年度には2500程度にまで増えている自治体もある」と解説する。08年以降は、それ以前と比べ、取り消し件数が増えやすい流れにあるわけだ。

しかし、これだけが指定取り消し増加の要因ではない。昨年に指定を取り消された100件を事業別に見ると、「訪問介護事業所」が3割超で最も多く、次いで「介護予防訪問介護」約2割、「居宅介護支援」1割強の順。訪問介護事業所の指定取り消し件数の多さが目に付く。

さらに、訪問介護の指定取り消しは、9割以上が営利法人だ。これについて小濱氏は、「訪問介護は人的な要件や設備要件さえ満たせば指定を受けられるが、書類提出やサービス提供の基本的なことが分からない事業者もいる」と指摘する。

介護予防訪問介護、居宅介護支援でも、指定取り消しの割合は営利法人が9割を超えていた。

## 指定取り消し増加の背景（下）- 管理者の“ブレーン”に社労士を

キャリアブレイン 2011年2月23日

昨年は介護事業所（地域密着型サービスを除く）の指定取り消しが102件となった。中でも、訪問介護事業所や営利法人の取り消しが目立っている。全国で介護事業所への実地

指導の対応策などを指導する経営コンサルタントの小濱道博氏（介護事業経営研究会顧問）は、自治体による実地指導に同席した経験などを基に、「介護事業所には管理者の“ブレン”となり得る人材が必要不可欠」と話す。

#### ■書類不備が「非常に多い」

営利法人の訪問介護事業所の指定取り消しが多い状況について、小濱氏は「民間の訪問介護事業所は規模が小さく、管理業務が徹底されていないことが背景にある。基本的な書類の作成や介護報酬の請求すら満足にできていない管理者も多くいる」と指摘する。

通常は、訪問介護事業所はケアマネジャーが作成したケアプランに沿って、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成する。それを利用者や家族に説明して、同意を得た上で交付し、実際にサービスを提供するのが一連の業務の流れだ。しかし、こうした基本的な書類作成の流れを把握せず、訪問介護計画すら作らずに介護報酬を請求していたり、登録ヘルパーやサービス提供責任者の人員基準を満たさない状態が続いていても減算請求をしていなかったりするケースが見られると小濱氏は説明する。「少くらの不備なら見逃してくれるだろう」と考える事業所も多いという。

こうした書類上や報酬請求上の不備の背景として小濱氏が挙げるのは、「管理者が理解すべきことを管理者自身が調べなければ、誰も教えてくれない」状況だ。管理者は必要に迫られて独学で学び、それで困ったら同業者に尋ねるが、同業者にも十分な知識がなく、改善できない。こうした悪循環が続くと、自治体による実地指導などの際に不備を指摘され、指定取り消しにつながる可能性が出てくる。

事業者団体や職能団体、市民団体などがセミナーや研修を開催しているが、小濱氏は「ケアの質を高めるノウハウを伝えるセミナー、今後の経営の在り方を教えるセミナーなどはたくさんあるが、提出書類の作成法や介護報酬上の加算の取得法などを詳しく解説するセミナーは少ない。あったとしても受講料が高いため、人員に余裕のない小規模の介護事業所は参加しにくい」と言う。

#### ■「専門家の少なさが原因」

介護保険法に精通する専門家の少なさも、円滑な管理者業務を阻んでいる。小濱氏は「介護業界では、保険サービスの人員基準や運営基準に精通し、必要な書類の作成方法などの管理者業務に詳しい専門家、言い換えれば管理者の“ブレン”になり得る人材がいないのが現状」と指摘する。

ブレンの候補としては、社会保険労務士が考えられるが、実際にこうした役割を果たす社労士はまだ少ない。小濱氏は「社労士が介護事業所と顧問契約を結び、書類の整備や介護報酬の請求などの手助けをする。それによって事業所の管理業務が改善されれば、取り消しは少なくなるはず」とみている。（この連載は島田昇、外川慎一郎が担当しました）

### 東京・中野の認知症殺人：知的障害弟、軽度認知症姉を殺害 介護の深刻さ周囲に見えず

毎日新聞 2011年2月22日

東京都中野区で昨年5月、知的障害のある弟が身の回りの世話をしていた認知症の姉をハンマーで殴り殺す事件が起きた。東京地裁で1月に開かれた裁判員裁判を傍聴すると、姉の症状が軽かったがために、周囲に事態の深刻さが伝わらなかったという背景が浮かんだ。悲劇を防ぐすべはあるのか。糸口を探った。【長野宏美】

殺人罪に問われた無職、山口宗久被告（67）と姉キヨ子さん（当時78歳）は、一軒家の2階に暮らしていた。仲が良く、母子のようにも見えたという。4人兄妹の2番目と4番目。2人とも独身で、長兄の息子2人が1階に同居していたが、被告とはあまり顔を合わせることはなかった。

#### 町内会役員務め

検察側や弁護側の冒頭陳述などによると、山口被告は軽度の知的障害はあったが、65歳までとびの仕事を勤め上げた。姉は炊事や洗濯のほか、漢字の読み書きができない被告に代わり年金の管理も担っていた。

キヨ子さんは町内会の役員を長く務めた。近所に住む60代の女性は「支援が必要だなんて思いもよらなかった」と振り返るが、09年夏ごろから物忘れをするようになり、昨年3月に認知症と診断された。

一日に何度も買い物に行き、食品を腐らせた。買い込んでくるのはパンやシャケといった被告の好物が多かった。被告は夜、姉がトイレに行く足音で目を覚ました。姉がガスコンロの火をつけたままにすることも気になり、眠れなくなった。

「キヨちゃんが山ほど買ってくる」。事件の1カ月前、被告は近所に住む次姉に初めて事態を打ち明けた。「施設に入れられないか」。事件の10日前にも電話で次姉に尋ねたが、「症状が軽いから受け入れ先はない」と言われた。「姉さんの世話をするのは大変だ」。悩んだ末、被告は「死んでもらったらいい」と考えるようになったという。

「施設があるって言えば宗ちゃん(被告)は安心したのに」。次姉は法廷で悔やんだが、主治医は「適用施設はなかった」と証言した。同居するおいは「キヨ子さんは毎日掃除や洗濯をやってくれたし、深刻だと考えなかった」と述べたが、鑑定医は「しっかり見えても同居者には負担が大きい」と説明した。

行政は対応できなかったのか。市町村には専門家が連携し、高齢者の支援をする専門機関・地域包括支援センターがあるが、区担当者は「情報がないと支援が必要な人を見つけ出すのは難しい」という。主任弁護人の貞弘貴史弁護士は「病院が支援センターに情報をつないだりすれば、被告の負担は軽減されたと思う」と残念がる。

#### 目を増やす必要

高齢者や知的障害者の事件に詳しい辻川圭乃弁護士(大阪弁護士会)は「解決策を考えられずにゼロか百かの選択をすることもあり得る。SOSに気づいてあげる『目』を増やすことが重要だ」と指摘している。

「被告人を懲役5年に処する」。1月24日、うつ病を発症した被告は車いすで下を向き判決を聞いていた。閉廷後、弁護人が控訴を勧めると「それでいいです」と同意したが、判決をどう受け止めているのかは読み取れなかったという。

### ネコのあくび：パリの恋人、みたいな。

毎日新聞 2011年2月23日

「なんかパリの街角で血吐いていそうな感じがすてきね」。障害者のアート展で、ある女性漫画家がキラッと目を輝かせた。視線の先には岡本順さんの細身の体がある。1975年生まれファッションデザイナー。単身パリに渡り、10年間修業を積んだ。もの憂い表情とシュールな雰囲気「パリで血を……」のイメージを想起させるのである。

障害者が作る「さをり織り」に出会ったのが岡本さんの作品に影響を与えた。「さをり」は40年ほど前、大阪の城みさをさんという専業主婦が始めた手織りで、常識や既成概念にとらわれず、感性のおもむくまま自由奔放に織るのが特徴だ。今や各地で障害者の活動として行われており、色彩豊かな独特のぬくもりを感じさせる世界に魅せられる人は多い。

岡本さんもその一人。「さをり」や障害者の絵をファッションに取り入れた新作を次々に発表した。そのひとつを女優の上戸彩さんが着たことからますます脚光を浴び、新進気鋭のデザイナーとして注目されだした。

華やかな舞台に立てるデザイナーはほんの一握り。貧乏暮らしをしながら春物・秋物の新作を仕込み百貨店やブティックに売り込む。有名店にはなかなか相手にしてもらえない。納品や会計も自分ひとりでやる。温情で障害者の絵画をデザインに取り入れているのではないのだ。そんな余裕があるわけがない。

激しい生き残り競争の渦中にあるデザイナーの心を障害者の作品がとらえたのだ。既成の価値観に汚されていない彼らの感性はもっと評価されてもいいと思う。【野沢和弘】

